

印 紙 稅 額 一 覧 表 (抄)

令和5年4月現在

文書の種類	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は常業の譲渡に関する契約書 ※無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、商号及び著作権をいいます。 (例) 土地売買契約書など、不動産交換契約書、不動産売買契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 10万円を超える 50万円以下のもの 100万円を超える 100万円以下のもの 500万円を超える 500万円以下のもの 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 50億円を超えるもの	200円 400円 1千円 2千円 2万円 6万円 10万円 20万円 40万円 60万円
2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地販賣变更契約書など	契約金額の記載のないもの	200円
3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など		
4 運送に関する契約書 ※運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など		
上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成日より印紙税額が軽減され、右欄の記載された印紙税額が適用されまい。 ※ 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。		
記載された契約金額が 5万円以下 50万円以下のもの 50万円を超える 100万円以下のもの 100万円を超える 500万円以下のもの 500万円を超える 1千万円以下のもの 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 50億円を超えるもの	200円 500円 1千円 5千円 1万円 3万円 6万円 16万円 32万円 48万円	
【平成26年4月1日～令和6年3月31日】		
記載された契約金額が 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 10億円を超えるもの	1万円 5千円 4万円 8万円 18万円 36万円 54万円	
【平成9年4月1日～平成26年3月31日】		
記載された契約金額が 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 10億円を超えるもの	1万円 5千円 4万円 8万円 18万円 36万円 54万円	
請負に関する契約書 ※ 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家)、プロデューサー、プロゴクラーク、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家)、プロデューサーが、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 事業請負契約書、事務文書請書、物品加工請負契約書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 100万円を超える 200万円以下のもの 200万円を超える 300万円以下のもの 300万円を超える 500万円以下のもの 500万円を超える 1千万円以下のもの 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 50億円を超えるもの	200円 400円 1千円 2千円 1万円 2万円 6万円 16万円 32万円 40万円 60万円
契約金額の記載のないもの	200円	
上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成日より記載された契約金額に応じ、右欄の記載された印紙税額が軽減されています。 ※ 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。		
記載された契約金額が 200万円以下 200万円以下のもの 200万円を超える 500万円以下のもの 500万円を超える 1千万円以下のもの 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1亿円以下のもの 1亿円を超える 5亿円以下のもの 5亿円を超える 10亿円以下のもの 10亿円を超える 50亿円以下のもの 50亿円を超えるもの	200円 500円 1千円 5千円 1万円 3万円 6万円 16万円 32万円 48万円	
【平成26年4月1日～令和6年3月31日】		
記載された契約金額が 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 10億円を超えるもの	1万円 5千円 4万円 8万円 18万円 36万円 54万円	
【平成9年4月1日～平成26年3月31日】		
記載された契約金額が 1千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1億円以下のもの 1億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超える 50億円以下のもの 10億円を超えるもの	1万円 5千円 4万円 8万円 18万円 36万円 54万円	
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 ※ 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させることによる権利を設定することを含みます。による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。	記載された受取金額が 100万円以下のもの 100万円を超える 200万円以下のもの 200万円を超える 300万円以下のもの 300万円を超える 500万円以下のもの 500万円を超える 1千万円以下のもの 1千万円を超える 2千万円以下のもの 2千万円を超える 3千万円以下のもの 3千万円を超える 5千万円以下のもの 5千万円を超える 1亿円以下のもの 1亿円を超える 2億円以下のもの 2億円を超える 3億円以下のもの 3億円を超える 5億円以下のもの 5億円を超える 10億円以下のもの 10億円を超えるもの	200円 400円 600円 1千円 2千円 4千円 6千円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円
2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債券及び預託金の利息などは売上代金から控除されます。 (例) 商品販売金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	受取金額の記載のないもの	200円
2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 債券の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書など		200円